

中間前金払制度について

藤沢市では、「藤沢市緊急経済対策」の事業として、「中間前金払制度」を導入し、次のとおり、市が発注する工事の請負業者に「中間前払金」の支払を行いますのでお知らせいたします。

1．中間前金払とは

工事請負において、当初の前金払（契約金額の4割）に加え、工期半ばで契約金額の2割を追加して行う前金払のことです。

国等においては、いわゆる「部分払」に変わる制度として利用されています。

2．中間前金払のメリット

「部分払」に比べ、発注者（市）及び請負業者双方の事務の省力化
請負業者の資金繰りの改善
市が発注する公共工事の適正な施工に寄与

3．中間前金払の対象となる工事

契約金額が1件300万円以上、かつ、工期が40日を超える工事で、当初の前金払がなされていることを前提とします（藤沢市契約規則）。

2009年（平成21年）1月以降に発注（入札参加者の募集）を行う工事案件について、中間前金払制度を適用します。（同時に前払金の限度額[上限2億円]を撤廃します。）

4．中間前金払の割合

契約金額の2割を超えない範囲内です。

ただし、当初の前金払と合計して6割を超えることはできません。

5．中間前金払ができる条件

次の条件に全て該当することが必要となります。

（地方自治法施行規則附則第3条第2項）

工期の2分の1を経過していること。

工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること（出来高が50%以上であること）。

請負業者は、保証事業会社と保証契約を締結して、その保証証書（中間前払）を発注者（市）に寄託する必要があります。

以上

2008年（平成20年）12月18日

藤沢市財務部契約課長

（問い合わせ先：契約課工事契約担当）

0466-25-1111 内線2361

【中間前払金の手続】

藤沢市

[2009年(平成21年)1月から適用]

1. 手続の流れ

中間前払金の要件に該当したときは、



2. 市への提出書類

藤沢市契約課のホームページからダウンロードしてください。

(中間前払認定請求書・公共工事前払金申請書・請求書・口座振込依頼書)

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/keiyaku/>

(問い合わせ先：契約課工事契約担当)

0466-25-1111 内線2361